

第34回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年3月25日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|------|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 74号 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 5 | 議案第171号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 6 | 議案第172号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 7 | 議案第173号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 8 | 議案第174号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第175号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 10件 |
| 第 10 | 議案第176号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について | |
| 第 11 | 議案第177号 農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて | |
| 第 12 | 議案第178号 標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する
計画（地域計画）案について | |

○出席委員（14名）

- | | | |
|-------------|------------------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 (10:30途中退席) | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 舟山 珠代 君 | 10番 甲斐やす子 君 |
| 11番 笛木 眞一 君 | 13番 熊谷 英二 君 | 14番 嶋中 勝 君 |
| 15番 遠藤 聡 君 | 16番 佐藤 徳市 君 | |

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（2名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 9番 津野 斉 君 | 12番 山本 政弘 君 |
|-----------|-------------|

○その他出席者

- | | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 事務局次長 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 工藤 理恵 君 | 農地係長 青島 雅明 君 |
| 主 任 湊谷 沙紀 君 | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第34回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時11分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

6番・渡邊君

7番・森田君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第34回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第74号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第74号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

報告第74号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別添のとおりとなっております。

標茶町賃借料情報、令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃借料における

賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部

締結（公告）された地域名は標茶町全域

平均額2,600円

最高額3,200円

最低額1,300円

データ数、655筆

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第74号は報告のとおり承認されました。

◎議案第171号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第171号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第171号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野15－10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、77,948㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和7年5月15日。

契約期間、令和7年5月15日から令和8年7月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年3月11日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字クチョロ原野北15線西10。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、49,487㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和4年年6月30日。

契約期間、令和4年6月30日から令和9年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年2月26日となっております。

以上です。なお、番号2については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第171号、番号2について説明させていただきます。

3月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第171号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第172号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第172号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第172号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字クチョロ原野北27線41番地2。

現況地目、原野。

面積、10,994㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番・熊谷です。

議案第172号、番号1について報告を致します。

令和7年6月9日に澁谷委員、大泉委員、甲斐委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第172号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第173号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第173号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第173号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線 2 7 - 2 2。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積、17,515㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金、332,282円。

譲受人構成員 2 名。

農地は1,247,947㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第 1 7 3 号、番号 1 について報告いたします。

令和 8 年 3 月 1 3 日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および権利移転の理由、状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手側の希望により、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で山本委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 2 番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 7 3 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 7 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 1 7 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第174号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積、411.15㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、太陽光発電所施設設置。

転用計画内容、期間、許可日から令和11年3月24日まで。

架台杭410.40㎡、フェンス杭0.75㎡。

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

調査結果につきましては渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君）6番・渡邊です。

議案第174号、番号1について報告いたします。

令和8年3月11日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の3ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に太陽光発電の設備を設置するものです。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、パネルの下で耕作することや、支柱が簡単に撤去できることなど、この一時転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第174号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第175号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第175号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容10件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号1と番号2、番号3と番号4、番号5と番号6、番号7と番号8、番号9と番号10は同様の案件のため、内容10件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1と番号2、番号3と番号4、番号5と番号6、番号7と番号8、番号9と番号10は同様の案件のため、内容10件を一括議題と致します。

番号1から番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第175号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおりに認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり10件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野194-1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、40,123㎡外5筆。合計面積228,703㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年4月15日から令和18年4月14日。

金額、年間150,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号2については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号2につきましては、農地所有適格法人について審査する必要がありますので、ご説明申し上げます。

農地所有適格法人の要件として、形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。

●●●●さんにつきましては、

形態要件、合同会社。

事業要件、法人の主たる事業が農業である。

議決権要件、法人の総議決権の過半は、農地の権利提供者及び農業の従事者である。

役員要件、理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員である。

となっております。

以上、番号1から番号2につきましては遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第175号、番号1から番号2について報告いたします。

3月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、野菜栽培に必要な輪作体系を確保し安定した営農を行うためということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

利用権設定等を受ける者である当該法人は、農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、また、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号２までについては原案可決されました。

続きまして、番号３から番号４を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野２３５－３。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,397㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和８年４月１５日から令和１８年４月１４日。

金額、無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号４については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号３と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号３から番号４については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １５番・遠藤君。

○１５番（遠藤聡君） １５番、遠藤です。

議案第１７５号、番号３から番号４について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、３月１６日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、野菜栽培に必要な輪作体系を確保し安定した営農を行うためということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4までについては原案可決されました。

続きまして、番号5と番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野西2線70-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,571㎡外9筆、合計面積143,526㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和8年4月15日から令和18年4月14日。

金額、無償

支払方法、なしとなっております。

なお、番号6については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号5と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号5から番号6については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第175号、番号5と番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号5から番号6まで、内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号7と番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野3－2。

地目、登記簿宅地、現況畑。

面積、2,868.99㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和8年4月15日から令和18年4月14日。

金額、無償となっております。

なお、番号8については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号7と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号7から番号8については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第175号、番号7と番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この継続の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号7から番号8まで、内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号9と番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ259-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,720㎡。合計面積8,366㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和8年4月15日から令和18年4月14日。

金額、無償となっております。

なお、番号10については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号9と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号9から番号10については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第175号、番号9と番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、3月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、

借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この新規の使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号9から番号10まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第175号、内容10件については原案可決されました。

◎議案第176号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第176号、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１７６号について説明させていただきます。

令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

令和８年度の最適化活動の目標の設定等（案）について、次のとおり策定したので、議決を求めるものであります。

令和８年度の最適化活動の目標の設定等（案）については別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願い致します。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第１７６号については原案可決されました。

◎議案第１７７号

○会長（佐藤徳市君） 日程第１１。議案第１７７号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１７７号について説明させていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第７条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成２９年７月３１日制定）を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）は別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほど全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第１７７号は原案可決されました。

◎議案第１７８号

○会長（佐藤徳市君） 日程第１２。議案第１７８号、標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第１７８号について説明させていただきます。

標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案について、農業経営基盤強化促進法第１９条の６の規定により標茶町長より意見を求められた、地域計画案について意見を求めるものであります。

標茶町地域農業経営基盤の強化に促進に関する計画（地域計画）案は、別冊のとおりとなっております。

なお、詳細につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって本件の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案適正との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第１７８号について原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第３４回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第３４回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前 10 時 49 分閉会)